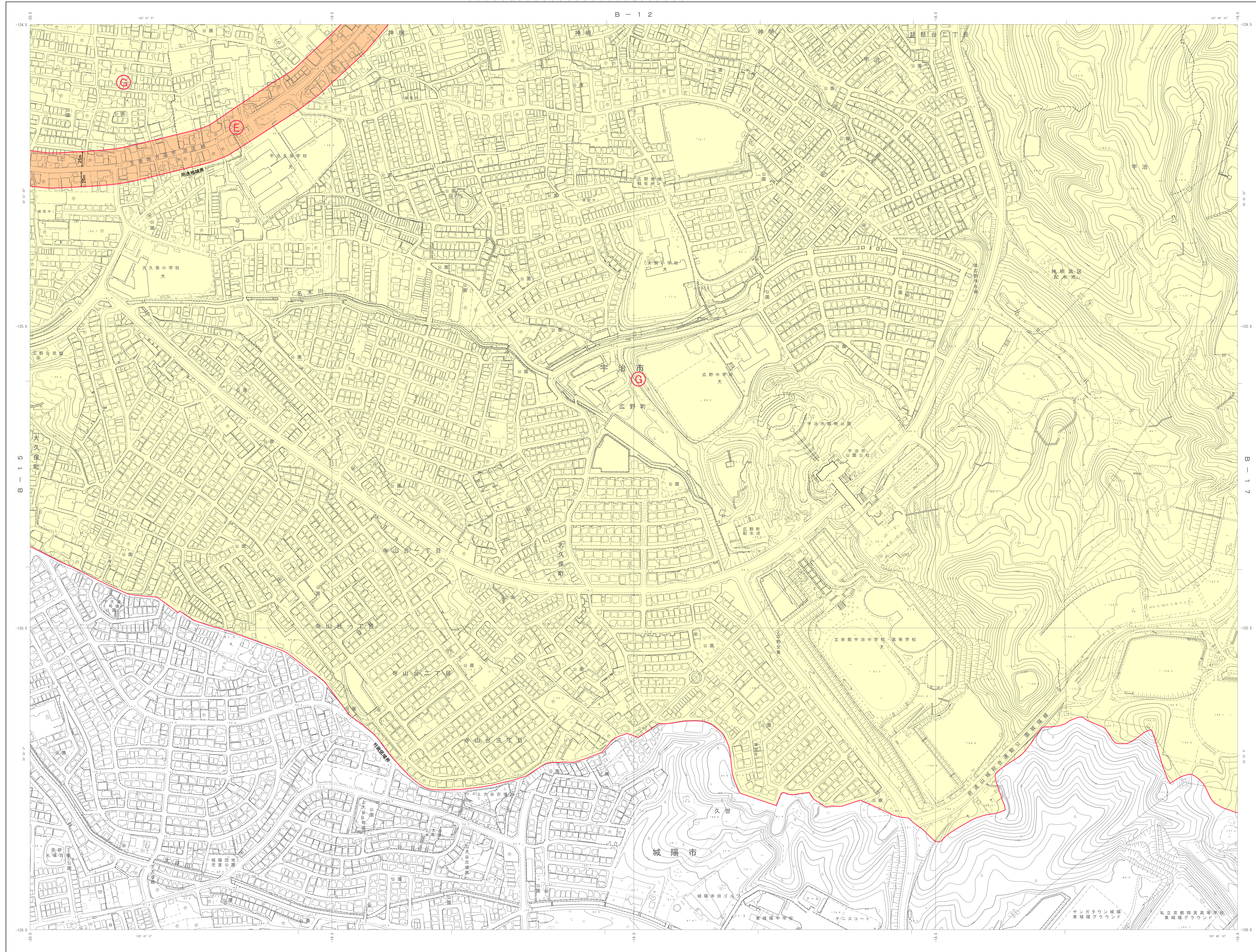
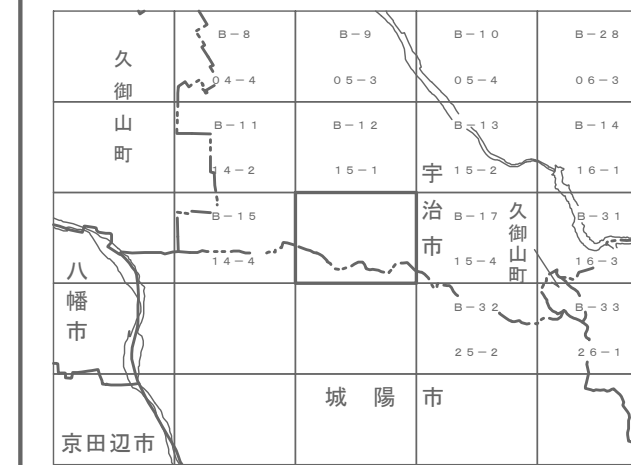


B - 1 6

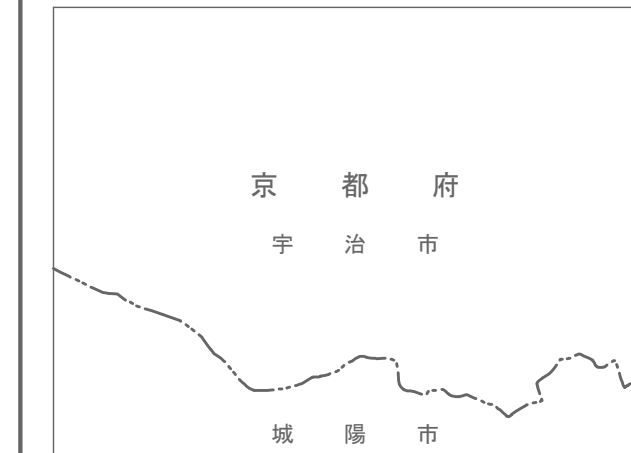
V I - O D 1 5 - 3



V I - O D 1 5 - 3



行政区



記 号	
—	—



B - 1 7

景観計画面区域名称	景観計画重点区域	A. 世界遺産背景地地区	
		B. 歴史的遺産周辺地区	
		C. 宇治橋下流地区	
		D. 市南北玄関口地区	
		E. 主要幹線道路沿道地区	
		F. 工業地区	
		G. 市街地	
		H. 田園地区	
		I. 山麓地区	
		J. 山間地区	
	景観形成重点沿道	重点地区 1. 中央玄関口地区	
		重点地区 2. 世界遺産周辺地区	
		重点地区 3. 世界遺産保全及び特別風致地区	
		重点地区 4. 白川集落地区	
		重点地区 5. 白川集落周辺地区	
		重点地区 6. 萬福寺周辺地区	
		重点地区 7. 興聖駅周辺地区	
		イ. 平等院表参道地区	府道平等院線 市道宇治 2 3 3 号線
		ロ. 宇治橋東詰地区	府道京都宇治線 市道京阪宇治駅前線
		ハ. あさぎり通り、さわびの道周辺地区	市道宇治公園線 市道宇治志津川線 市道宇治 1 8 号線 市道宇治 6 号線 市道乙方三番割線
		二. 大津南郷宇治線地区	府道大津南郷宇治線 市道山王仙郷谷線 市道宇治 3 1 号線
		ホ. 平等院周辺地区	府道大津南郷宇治線 市道宇治 2 3 3 号線
		ヘ. 宇治橋若森緑地区	府道宇治淀線 市道JR宇治駅前広場線 市道宇治橋線 市道宇治 3 9 5 号線
		ト. 宇治橋通り地区	市道JR宇治駅前線 市道泉神社御旅線
		チ. 本町通り地区	
特別風致地区			
風致地区			

※景観形成道路に面する場合は、
面している景観形成道路沿道地区が該当します

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第Ⅴ1座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度口座は10秒単位
高さの基準は東京湾平均海面
等高級の図例は2メートル
「経緯度数値及び平面直角座標値は、世界測地系に対応」

VI-OD 15-3

宇治市
株式会社パスコ調製

この測量成果は、国土地理院長の承認及び勘定を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用し得たものである。
(承認番号) 平 17 近公 第 85号
この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の
測量成果を使用し得たものである。
(承認番号) 平 30 近公 第 67号

B-16

B-16